

役員等に対する報酬等規程

社会福祉法人日光福栄会

社会福祉法人日光福栄会 役員等に対する報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人日光福栄会（以下、「法人」という。）の定款第8条並びに第22条の規定に基づき、役員等及び法人関係者の報酬等及び費用並びに退職金及び退職慰労金に関する事項について定める。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員をいい、法人関係者とは、顧問及び理事長より委嘱された委員等（評議員選任・解任委員、第三者委員、入退所判定委員）をいう。
- (2) 常勤役員とは、本法人の事業所に勤務する役員で、週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む）、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 社会福祉法第45条の35第1項及び厚生労働省令に基づき、民間事業者の役員報酬及び行政執行法人（独立行政法人通則法第52条第3項の適用を受ける法人等を含む）の国家公務員等の給与及び退職金等【国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）】を参照し、各役員の職務に応じた支給基準（別表1、別表2、別表3、別表4）を設定する。

(報酬等)

第4条 常勤役員に支給する報酬月額は、別表1の金額の範囲で、評議員会で議決された額とする。また、常勤役員の報酬総額は新年度予算の法人事業収入総額（以下、「事業収入」という。）の3%以内を上限額とする。但し、理事長が法人の経営に大きな負担がかかると判断した場合には、この規定に定めるすべての報酬において一部または全部が支払われないことがある。尚、事業収入に大幅な変更が生じた場合や、対象役員の員数に変更があった場合など、必要に応じ上限額を見直すものとする。

- 2 非常勤役員等に支給する会議等（理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会・入居検討委員会）における報酬は、別表2で定める額とする。
- 3 理事が法人の業務運営において直接、指導・監督等業務を遂行した場合、理事長は報酬を支出することができるものとし、別表3で定める額とする。尚、この場合、別に添付する「理事業務出勤簿」に本人の署名のある場合に限る。
- 4 前項において各理事につき支出する報酬は、月額で150,000円を限度とする。
- 5 理事・監事に対して、各年度の総額が2,100,000円を超えない範囲で当規程の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 6 役員の退職金（常勤役員）及び退職慰労金（非常勤役員）は、別表4を基準に支給する。詳細は別に定める。

(交通費)

第5条 理事長は、当該役員等が自家用車を使用して、前条の第2項の会議等に出席した場合、別表2で定める額を交通費として支出することができる。

(賞与)

第6条 賞与は、7月・12月の月額報酬支給日に在職する常勤役員に支給し、非常勤役員等には支給しない。

- 2 賞与の支給日は、法人の職員給与規程に準ずるものとする。
- 3 賞与の額は、常勤役員が受けるべき報酬月額に、職員給与規程で定める賞与の支給割合に準ずる割合を乗じて得た額とする。
ただし、支給割合は、本法人の経営状況、社会経済状況を勘案し、理事長が減率を決裁することができるものとする。

(報酬の支払い方法等)

- 第7条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。
 - 3 支払日は法人の職員給与規程に準ずるものとする。

(報酬の日割り計算等)

- 第8条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。
- 2 常勤役員が離職した時は、その日まで月額報酬を支払う。
 - 3 常勤役員が死亡した時は、その月まで月額報酬を支払う。
 - 4 第1項で支給する場合であって、月の初日から支給しない場合またはその期間の末日まで支給しない場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(その他 費用)

- 第9条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 費用のうち旅費（宿泊費を含む）については旅費規定を準用するものとする。

(兼務役員等及び法人関係者)

- 第10条 施設の職員を兼務する役員等及び法人関係者は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規定を適用することができる。

(公表)

- 第11条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

(附則)

- この規程は、平成21年4月 1日から適用する。
平成29年4月 1日一部改訂
平成30年5月21日一部改訂
令和元年6月18日一部改訂